『英米文学英語学論集』投稿規定

1

本会の会員であること。その他、評議員会で適当と認められた者。

2 投稿論文及び翻訳

翻訳は本邦初訳であり、 原稿用紙三五枚程度,英文の場合七○○○語程度。なお,投稿原稿は返却しない。 投稿論文は,未発表の学術論文であること。口頭発表を基にした論文は,その旨を明記すること。論文の長さは, かつ著作権上の問題が発生せず、研究上の意義が認められるものに限る。

和文の場合四〇〇字詰め

3 投稿の採否

投稿原稿の採否は、

査読編集委員会あるいは同委員会が委嘱する査読者の評価に基づいて,

査読編集委員会が決定する。

4 書式上の注意

ii 注のナンバーは肩付き、数字はアラビア数字(かっこなどで枠付けしない)を用いる。 注は本文の末尾にまとめる。

その他、書式の細部については次のいずれかの規定に従うこと。

→ MLA Handbook for Writers of Research Papers (Fifth Edition)

②『MLA英語論文の手引』(第5版)(北星堂) ③日本英語学会機関誌 English Linguistics 投稿規定

The Chicago Manual of style (Fifteenth Edition)

(6) A Manual for Writers of Term Papers, These, and Dissertations

(6) APA (American Psychological Association) Style

日本語による論文には英文タイトルを付すこと。

5 原稿締め切り

原稿の締め切りを原則として毎年12月末とし、翌年3月までに刊行するものとする。

6

投稿した論文等が本論集に掲載された場合、投稿者はその論文等が関西大学学術レポジトリに登録されることを許諾したものとする。ただ し投稿者本人の事前の申し出により登録を辞退することができる。

(投稿規定改正 二〇一五年二月

関西大学英米文学英語学会会則

第九条 この	第八条 会員	第七条 会員		四	Ξ.	<u> </u>	<u>-</u> .	第五条 本会	五.	四.	Ξ.		<u> </u>	<u> </u>	第四条 本会	<u> </u>	- :	第三条 本会	第二条 本会	人文	第一条 本会	
この会則の変更は評議員の議決による。	会員は機関誌の配布を受けるとともに,これに執筆寄稿することができる。	会費一万円を納入する。 会員は会費年額千円を納入する。但し,第四条第一項に該当する者は年	の任期は二年とし、再任を妨げない	会計監査及び広報を分担する。 委員は編集・会計・	議員 第四条第一項の会員が評議員の責務を負うものと	副会長 副会長(一名)は会長が指名するものとする。	会 長 会長(一名)は評議員の互選によりこれを選出する。	本会に次の役員をおく。	本学の名誉教授その他評議員が推薦した者で入会を希望する者。	本学文学部英文学科(旧)の在職経験者中の入会希望者。	右の卒業生及び修了生であって本会に入会を認められた者。	英文学専修の学生。	本学文学部総合人文学科英米文学英語学専修及び同大学院文学研究科	本学文学部総合人文学科英米文学英語学専修の専任教員。	本会は次の者をもって会員とする。	その他,大会,総会,談話会,講演会など,本会が必要と認めたこと。	機関誌『英米文学英語学論集』の刊行。	本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行なう。	本会は英語学・英米文学の研究の促進と研究成果発表を目的とする。	人文科英米文学英語学専修合同研究室に置く。	本会は関西大学英米文学英語学会と称しその事務局を関西大学文学部総合	

(会則改正 二〇一六年二月十四日)